

## 第16回 広島県事業評価監視委員会質疑応答概要

日時: 平成15年10月15日(水) 9:34~12:00

場所: メルパルク広島 桜の間

議題(1): 抽出事業(土木建築部関係)の重点審議について

議題(2): 抽出事業(農林水産部関係)の重点審議について

議題(3): その他

### 議 事

(1)抽出事業(土木建築部関係)の重点審議について

#### ○A委員

広島港出島地区について、五日市の処分場は、あと1, 2年でいっぱいになると思う。廃棄物の部署と連携を取り、なるべく早く5工区を完成させて頂きたい。まして、福山のRDF発電等の問題もあるので、広島県西部の産廃の処理場が早くできることを期待する。

#### ○港湾企画整備室長

広島県西部地域の処分場は、五日市であるが、平成17年にはいっぱいになるということで、この出島の処分場を平成17年度までに完成させるよう努力したい。

#### ○A委員

国道375号作木拡幅の道路整備であるが、恐らく大田市方面と交流がある。以前調査した時も、4トンや6トン車ぐらいが結構通るので、県内だけの合併効果だけでなく、広域的な、県境を越えた整備も必要ではないか。集落の方は不便かもしれないが、便益的には県境を越えて行く大型車等が一番便益を得ることもあるので、島根県側ともよく話をしてほしい。

#### ○委員長

便益の指標として取り上げれば、まだ出てくるはずである。今後の課題として覚えて頂ければ幸いである。

#### ○B委員

出島地区の残存価値の考え方について、前回提案があったことに基づき平成14年の公示価格で試算されているが、平成15年はまだ出ていないということか。

#### ○港湾企画整備室長

ガイドラインの抜粋をつけているが、要は土地の残存価値を設定する際は、対象とする土地と同様の土地の取引価格を参考に定めるということ。現在は海面になっており、土地の価格が設定されていないが、そ

の場合は隣接した類似の土地価格とするということで、ガイドラインに基づいて修正した。前回会議終了後、国とも協議したが、全国的なガイドラインのため、それぞれ個々の要因で試算するのは適当ではないという意見であった。

#### ○B委員

新聞等の報道でも、平成15年は平成14年に比べて下がっている。これはB/Cに影響があるのではないかな。

#### ○港湾企画整備室長

B/Cを算定していく中で、社会的割引率も考慮している。平成7年度の長期プライムレートは4%であるが、これを割引率として、効果あるいは費用についても掛けている。現在は1.6%ぐらいになっているが、ここは平成7年度のものを使っている。長期プライムレートが非常に低いものになると、効果は倍ぐらいになるし、土地の公示価格は確かに平成14年から比べれば下がっている。マイナスやプラスの要因や、ガイドラインも見直されていく時点では、それぞれ変わる要素を含んでいる。

#### ○B委員

出島2丁目11は、国税庁の路線価も随分安いので、16万4,000円は随分いい土地だという感覚を受けた。路線価を0.8で引き直してもこんな数字にならないし、随分いい単価だという認識を持った。

#### ○委員長

実際、売買が行われるとしたら、多分こんな値段ではないのではないかな。けれども、現時点で最も適正と思われる計算をしないと前へ進まないなので、現在、考え得る価格と計算手法とで計算したらこうなるという例だと理解しなければしょうがない。前回審議では11万4,800円で計算しているから、B/Cが1.1になっている。1.3がおかしいということであれば、1.2でも1.1でも、この場に出てきた事業として評価してもらおうことになるのかな。

ほかの事業も、この評価数値が絶対正しいかということと非常に難しい。

#### ○C委員

公示価格なので、ロットにかかる単価だと思う。前面道路が何mであるとか、角地であるか、用途指定はそういう個別要因によって幅があるので、少なくともこの2丁目11-56というポイントはどういう土地であるかということを明記すべき。それが平均的価格であるかどうかを判断するためにも、そう願いたい。

#### ○港湾企画整備室長

都市計画の用途は工業地域である。その道路に面した土地の公示価格である。

#### ○委員長

近接した類似の土地はここであるということを明記してほしい。

#### ○港湾企画整備室長

了解した。

## ○土木建築部管理総室長

これは環境サイドの要望があって、通常の埋立事業とは意を異にした経緯がある。通常は、ある目的を持って計画を立てればこういう土地の議論ができるが、この5工区は純粋に五日市の処分場が平成17年度に満杯になるということをもとにできた事業である。前回も出たように、環境というのを、便益数値には入れないが、文章表現で入れることができないか悩んでいる。

平成17年度にパンクする、それではどうするのか。数字には書かないけれども、文章で書いておかないといけない。

便益は、数字にするのがベターであるが、皆さんの意見を聞きながら、各分野の意見を反映すべく取り組むという姿勢があったほうがいいのではないかと。県総体の環境行政としての緊急な事業ということで、本来、国の指導基準に基づく費用対効果という観点だけで議論をすると、説明しにくい要素が出てくる。B/Cの算定はこれでやむを得ないが、そういうことを数値以外で少し書けたらと思う。

## ○委員長

過去にも随分あったが、定量化できない要素を思いつくが、数量化できないので載ってこない。そういう場合は、答申文の中に文章で多少入れておいたほうがいいのではないかと、いろいろな事業で提案してきた記憶がある。

## ○D委員

1 ページの必要性のところに、かなり記されているが、そこをもう少し強化するとか、皆さんにより納得して頂けるような表現にするという工夫で結構解決できるものなのか。

## ○委員長

切迫した状態にあるということをどう表現するかは、これからまたお知恵を拝借したい。B/Cが1を切ろうがいいではないかという話にもなるかもしれない。現在のところは安くしても1.1だから、その辺は心配いらないが、もっと文章でもっと強調してみたらどうか。

## ○C委員

まず、広島港出島地区の港湾整備について、目的は廃棄物処分なのか、緑地整備なのか。2ページの代替案検討の文章表現が非常に分かりにくい。跡地利用が緑地であるという大前提になっているが、緑地はここしか作れないのか。出島で埋め立てるという積極的理由が必ずしも伝わらないし、説得力がない。文章表現をもう少し分かりやすくして頂きたい。

3ページの費用算定について、実際にプロジェクトに要する費用として、護岸並びに漁業補償、測試だけしか費用計上してないが、本来、海洋空間を埋め立てるので、それを最大限に逸するということになる。例えば、漁業補償だから、漁業をすることができないという評価がされているが、他に余暇、レクリエーションに利用できるとか、そういうこともあれば、それも考慮して然るべきである。ある資源なり空間を特定の用途に使う場合、それによって機会を逸する他の用途、利用の仕方の最大の価値を費用として考慮すべきである。その一つの要素として、漁業の機会を逸するという事で補償額が入っていることは分かるが、理論的にはそのような機会費用の考え方をもって整理されることをお勧めしたい。

それから国道375号作木拡幅について、合併支援道路であれば、合併する地域との連結というのが大事であるということで、この道路については三次との結び付きが合併支援というよりどころだろう。となると、このトンネルを出た後、三次に至る道路が整備されない限りは、合併支援道路としての位置付けは薄くな

る。ここの大まかな見通しを御説明いただきたい。つなぐ意思はあるということが大事だろう。これが20年、30年かかるということであれば、確かに高宮町方面へのつながりは確保できるが、本来的な趣旨である合併支援道路の位置付けは非常に弱くなると思うので、三次へのつながりという意味においての見通しを御説明いただきたい。

国道433号廿日市拡幅について、廿日市環状道路は合併支援道路という位置付けだと思うが、そこへの結節性も確保できるから、この道路の整備の意味がより大きい。廿日市環状道路が合併支援道路であることについて、実際に行政の中でどういう段階でどう進められているのか。いつごろやるのか、また、絶対にやるのかどうかということをお聞きしたい。

どのような経緯で出され、どのような基準で選定され、これらすべてについて実際に行われるのかどうかという点が問題点だろう。合併支援道路の設定基準、この見通しなり、それをどういう場でやるのか、予算を付けるのか、その辺のところは今後どうなっていくのか、見通しとともに、実際の合意形成の場、手続がどうなっているのか、説明をお願いしたい。

### ○道路整備室長

まず、作木拡幅について、合併支援道路は、第一に合併支援重点地域に位置付けられているということ。これは、任意協議会以上の段階まで合併の話が進んでいるというのが第一にある。もう一点、道路サイドで整理している整備計画、新道路整備計画というのがあるが、平成12年から平成22年の11か年の整備計画を立てている。三点目が、合併に資するということで、新しい市町村の中心地と従来の町村の中心地を結ぶ道路、あるいは広域的な行政利用が見込まれる施設にアクセスする道路、あるいは旧町村の中心地を結ぶ道路などである。これを満足するところを合併支援道路として位置付けている。

そういった整理の中で、作木村役場と三次市役所を結ぶ国道375号として、「国道375号 日下拡幅」、「国道375号 稲荷町拡幅」、「国道375号 作木拡幅」と、それぞれこの路線が位置付けられている。以上、新道路整備計画の中でも、合併支援として重点的に整備していこうという整理でもって事業を進めている。

国道375号作木拡幅の新道路整備計画の中で、現在13kmに示しているところは、合併支援道路でもあり、新道路整備計画に位置付けられているので、このように整備しているが、門田から、三次へ至る部分が11kmある。このうち未着手の区間が約5kmある。この未着手の区間については、現在重点的に箇所ごとで整備しているの、然るべき時期に新たに整備計画を見直して整備すると考えている。11kmのうち残り6kmについては、工事しているところもあるし、改良済みのところもある。

資料2-2の国道433号廿日市拡幅について、なぜ合併支援道路かと言うと、廿日市市役所、旧吉和村役場の吉和支所を結ぶ道路として位置付けられている。結ぶルートとしては、国道433号を経由して、廿日市環状線、さらにそれが廿日市、佐伯を通り、国道488号を通過して吉和支所に至るという全体の中で、新市町村の中心地と旧市町村の中心地を結ぶ道路として整備している。

廿日市環状線については、現在、ルートの選定、概略設計をやっている。合併支援道路の道路の中でも、事業区間が一つあり、それとは別に計画構想調査の中で位置付けられており、合併支援道路としてより具体化を図るために現在調査を進め、ルート選定を今年度やっている。それと結び付くのが今回の国道433号の廿日市拡幅で、これも現在、合併支援道路として整備しているところである。

### ○委員長

合併支援道路として、いつになるか分からないものはないということか。

### ○道路整備室長

廿日市環状線については、より具体の事業がどうなるかというところは今言えない。一步一步その整備に向けて進めているということである。

### ○港湾企画整備室長

出島地区の費用算定の中に、海面の消失による利用機会を費用として見たらどうかということだったが、これは効果のほうに環境便益としてマイナスで引いている。環境便益の中に「海面の消失回避に対する影響世帯の支払意思額」ということで、アンケートで世帯当たり幾ら払ってもいいというのを取っており、南区の世帯に掛けた形で、マイナスの効果として、52億円をマイナスしている。

### ○C委員

考慮しているのはわかったが、厳密に言えば、理論的には、費用便益比でもって判断する場合は分母のほうに考慮すべき。費用便益の差であれば、これで結構であるが、そこはまた御検討頂きたい。

### ○委員長

便益にマイナスで入れるのではなく、工事費というか、必要経費へ入れるということか。

### ○C委員

比でやる場合は、それが理論的には正しい。

### ○港湾企画整備室長

費用としての算出の手法は現在ない。例えば漁業補償という形では算出手法があるが、費用の算出方法がないので、趣旨は分かるが、非常に難しい。

### ○委員長

計算の根拠の持っていく方でどちらに入るかということである。

それから、御指摘があった2-4の2ページの文章改正を検討しておいていただきたい。

### ○港湾企画整備室長

了解した。

### ○港湾企画整備室長

表現を整理させていただく。

### ○管理総室長

合併支援道路の箇所選定については市町村合併を推進している地域振興部と、予算主部門である総務企画部とが連携を図って、この箇所選定は決まっており、議会にも報告し、財政状況が厳しい時ではあるが、優先的に進める箇所と理解している。

### ○D委員

代替案のところ杭基礎ができないという表現があるが、緑地を優先するために、最初から重量構造物

は作らないという前提だから杭基礎をしないという意味か。きちんと意味が伝わるような表現にして頂いたほうが、誤解を招かない。

○港湾企画整備室長

出島地区5工区の一部、産業廃棄物を入れるところは、管理型ということで、遮水構造になっている。シートをここは二重にやっているが、その部分に杭は打てないという意味である。

○D委員

では、そういうことも明記して頂いたほうが分かり良い。

○港湾企画整備室長

表現を修正させて頂く。

○C委員

財政上、必ずしも楽ではない、制約があるという条件のもとで、ここに出ている合併支援道路の選定結果は、絶対基準によるものなのか。若しくは財源の枠の中でこれだけはできるというような形で出されているものなのか。どのような経緯でこういう案なり実際の選定の路線が出されてきたのか。

○道路整備室長

合併支援道路の中で、単独事業については、平成14年度から18年度までの5か年の総事業費の中でこれだけの延長をやるといった整理をして、その中で整備を進めている。  
公共事業については、国庫補助の採択に見合うB/Cとかの要件があり、比較的大規模で、5年から8年ぐらいの期間を取るが、その期間の中で整備をしていくということで、それぞれ公共、単独で整備を進めている。

○C委員

それなりの各路線について、数値的な面も含めて検討していることか。

○道路整備室長

そうである。

○委員長

もちろん、合併支援道路と言っても、地元も要望しているという前提は当然あるのか。

○道路整備室長

そうである。

○委員長

ほかにないか。

(質問・意見なし)

## (2)抽出事業(農林水産部関係)の重点審議について

### ○D委員

農免農道整備事業と林道整備事業について、町の負担の有無に対する国の考え方を知りたい。農道整備事業については市町が6分の1の負担をしなければならない、林道整備事業については町の負担はないという、この Philosophy (哲学)を知りたい。

### ○生活基盤室長

農道整備事業において、全額を国、県でやるという事業もあるが、農免農道については、国の実施要綱により市町に6分の1持ってもらっている。国の50%は変わらないが、県3分の1は、各県によって違う。執行部等の考え方で多少変わっており、重要度に応じて県がどこまで負担するかというのがある。

### ○D委員

つまり、Philosophy についてはあまり分からないというか、明記されていないし、推察もできないということか。

### ○生活基盤室長

明記されたものはないが、農道については国で決めたガイドラインがある。

### ○D委員

林道寒那火山線について、林野火災の多発地帯と書いてあるが、何か理由があるのか。自然災害なら分かるが、かなり人災的なものがあるのか。

### ○森林整備室長

瀬戸内海地域は、全国的にも乾燥地帯なので、ため池なども多く、火災件数も相当多い。この顕著な例が寒那火山線のある倉橋である。過去には江田島で、1,000haもの山火事があったが、林道を整備したことによりわずかで済んだという防火線機能が発揮された実例もある。寒那火山線の地域でも、その機能を果たす線がなかったため、山火事が拡大した例があるので、2度と起こらないという目的を持って整備している。

### ○D委員

乾燥地域という気象条件も若干関係して、必ずしも人災だけではないということか。

### ○森林整備室長

そうである。

### ○C委員

寒那火山線の便益を見ると、林野火災復旧便益がなければ1以下、やる必要がないほど大きな額を占めている。それでは、なぜ他の路線で計上しなかったのか。乾燥地域と言っても程度の差だろう。この便益の算出根拠について、倉橋町における過去29年間の林野火災の状況をカウントしているが、

平成に入ってから火災の状況が記載されていない。ここ14年間は火災が全然起きていないということであれば、これはデータとしてどうか。

#### ○森林整備室長

防火帯便益は、林道整備により森林火災の延焼防止機能を果たす便益について評価している。林野火災復旧便益は、火災が発生した場合、林道が整備されることにより消火活動がスムーズに進み、延焼面積が抑えられるとともに、延焼後の復旧経費が削減できることから、その経費を効果額として計上するものである。本県としては、防火道路として位置付けて整備しているのは寒那火山線だけである。

ただ、本県は林野火災の発生件数が全国3番目であり、火災が発生する可能性が大変高いので、寒那火山線を除くすべての路線について防火帯便益を計上し、寒那火山線について、復旧便益だけを計上し、ダブルカウントを避けている。

倉橋町の林野火災は、平成2年3月から平成7年8月まで都合8回、山火事が起きているが、規模が小さくなっている。

#### ○C委員

なぜこの寒那火山線を特別に扱うのか。この便益を見ると、1桁以上、10倍以上の差がある。この復旧便益をもって他の林道も計測すれば、1桁上がることもあり得る。実際にこの使い分けはどのような根拠なのか。

#### ○森林整備室長

国が示した防火林道整備事業というのがあり、過去5年間における林野火災による被害が大きい市町村で、近年の森林レクリエーション利用、林地開発等の増大等により今後林野火災による被害の増加の恐れがある地域というのが採択要件になっている。

寒那火山線は50haもの面積が火災に遭っており、採択要件に合致するために、防火線林道という位置付けで事業採択した。

#### ○C委員

事業制度の枠組みのもとで別途の事業費が、例えば国からの補助という形で付いていると理解してよいか。

#### ○森林整備室長

林道には、防火線とか、通常的林業に関する林道とか、いろいろあるが、一つの事業のメニューであり、予算的には林道整備事業一本である。

#### ○C委員

その制度は、ここの林道整備を優先すべきということか。

#### ○森林整備室長

寒那地域については、大きな山火事があった地域なので、それに特化した防火線という事業を採択したということである。

## ○委員長

林野火災復旧事業と防火帯設置事業は、結果としては林道が両方とも付くけれども、予算費目というか、予算の付け方が違うということか。

## ○森林整備室長

便益そのものには、林道が持つ効果の中に防火帯便益がある。寒那火山線は、大きな山火事に遭っており、今後、雨が降った時に、災害跡地の復旧などのためということなので、今後、消火活動の迅速な対応とか、被害再発防止の観点から、防火線林道ということでの位置付けになっている。

## ○A委員

農免農道は、農業用トラクターなどが通るのだから、一般道路に比べ、建設単価は、若干安くできているのか。

また、ここは農免農道でやるという認定はどのようにしているのか。本来的には、町道や県道であってもいいのかもしれないが、農水省の予算が付きやすいとか、いろいろなことがあるのか。その採択基準があるのか。

林道について、基本的に人工林では、スギ、ヒノキなどの針葉樹が主力になっており、今後、松くい虫の被害も自然林ではあると思うが、針葉樹の人工林にはそういった被害がない。人工林には水源涵養という社会的意義があるが、非常に少人数の所有権者が便益を得る場合もある。アカマツの松くい虫だと、周りに広がらないよう、林道を通そうということになるが、スギ、ヒノキの人工林を特定の人を持っている場合、水源涵養、地球環境上重要というのは分かるが、ベネフィットを受ける森林所有者が100%メリットを受けていいのか。反対給付はなくてもいいのか。林道が通れば、その分公有地として提供しなければならぬかもしれないが、その辺の考え方はどうか。

## ○生活基盤室長

事業単価は、1m 当たりに直すと、福山沼隈地区が50万円程度、本江地区が50万円に近い。道路の基準は一般道路と同様に守らなければいけないものがあるので、極端に安くできるとは言えない。本県は地形等の急な箇所が多いので、その影響が大きいのではないかと。

採択基準については、延長要件はなく、事業費が1億円以上である。他に広域農道、一般農道、市町村がやる基盤整備促進事業の中の団体農道などがあるが、いろいろな制約がある。

この農免農道については、地元との協議が整うと、県に申請が上がってくる。県で、その都度検討し、事業を当てはめるというのが現状である。したがって、長期的にこことこの農道をやろうという形にはなかなかならない。

## ○森林整備室長

人工林地域については、松くい虫のような大々的な被害はないが、最近、森林の持つ公益的機能が盛んに言われており、国の試算では年間70兆円、本県では1兆7,700億円の公益的機能があると試算している。

スギ、ヒノキが育つところは、山地の土壌や気象の条件が適したところであるが、そういう地域は、過疎化、高齢化などで、森林施業そのものが遅れている。公益機能面が十分に発揮できないため、ゆくゆくは山地災害や土壌の吸収力が低下するという弊害が出てくる。これを解消するために、その地域の山の手入れ促進を図るという意味がある。

また、林道整備を県営でやると、地元負担はほとんどない。もちろん、山の用地は、自分らが使うことが結構多く、通常は地元所有者の提供であるから、そこらがある程度は便益を受けられる方の費用持ち出しにつながるものである。

高知県などでは森林環境税が創設され、中国5県でも、そういう議論がされており、森林の持つ公益機能を高度に発揮するというグローバルな観点から林道を整備するという一面もある。もちろん、資源の有効活用という一時的に大きな意味があるが、そういう両面からの対応により林道整備を進めている。

### ○A委員

森林所有が県や公的なものであれば、林道を通すことにお金を使うのはいいが、一人の山林所有者のためにそれをやった場合、地球環境には良いけれども、一方では、木材生産によって、その木を売り、それがベネフィットに加わっている。それが公的なもので、県の収入に入るならいいが、個人の懐に入るといふことに対して公費を使うのはいかがなものか。それに対してどんな理屈付けがあるのか。

### ○林務総室長

山林については、農地解放をやらなかったため、大規模山林地主が残っており、相続税などは非常に高い。ただ、生産の長期性があるので、所得税については所得を5分の1にして軽減するという措置は取られているが、それは産業の性格に着目したものである。

ただ、統計的に見ると、広島県の場合、1ha以上の森林所有者は5万人いるが、1～3ha層は大体2万7千人、1ha未満層が15万農林家ぐらいいるだろう。そうすると、世帯として3人ぐらい掛かるので45万人、広島県が280～290万人として、6分の1ぐらいの人がそれに関係していることになる。林道もかなり細かいものを遍く通しているが、それぐらいの人数の県民にとってもそういう意味でいえば受益はあるのではないか。

ただ、生産基盤を整備することにより、そこからコストをかなり下げた産物が搬出されるのは事実であり、たくさん儲けてもらい税金を払ってもらおうということで還元してもらえないと考える。現状では、林業は採算が取れない。2万円の木を売る時に2万円の伐採搬出料がかかるという状況であるが、林道を通すコストが1万円ぐらいになるということがあるので、そこでしっかり稼いでもらい、経済全体を浮揚させてもらって、税金で10%なり20%納めていただくというようなことだろう。

### ○C委員

林道の実績の一覧表を見ると、林業生産効果が大きいところでは60%近くある。それでは、計算式の上ではこうなる、増加するということだと思いが、実績はどうか。林道を通して、実際にそのような形での伐採量が増えて、それが市場に回って、売上を増やし、そして税金を納めているというようなフォローはされているのか。

### ○林務総室長

平成12年か13年の統計では、林業の総生産額は、80億円ぐらいだった。林道の予算は、今年で25億円程度であり、平成12年度は30億から40億円ぐらい。30億から40億円ぐらいの林道投資をして、総生産として林業粗収入が80億円ぐらいであったと、統計的に言えばそうなる。これは営々と造林投資してきたものが蓄積しているということになる。

### ○C委員

計画したことが、実際に事業実施後どうだったか、本当にそのとおりになっているかどうか。林業についても、事後評価についての検討作業を是非ともお願いしたい。これは公共事業全般についての話になる。

#### ○A委員

水源涵養保安林に指定されているのは、公共が持っている地域が相当あるのか、ほとんど個人所有主の地域か。

#### ○林務総室長

この林道エリアでは分からないが、県内全体の私有林面積は56万5,000ha弱である。このうち、公有林は5万1,000haぐらい。これには県有林、市町村有林等を含む。

#### ○A委員

では、1割ぐらいか。

#### ○林務総室長

それと私有林が48万4,000haぐらいある。あと緑資源機構、農林振興センターの持っている山が合わせて3万haぐらいある。

#### ○A委員

それは公有林の中に入っていないのか。

#### ○林務総室長

これは公有林の外数である。したがって、従前の公団、公社所有林を合わせて、いわゆる公有林的な森林は8万haぐらいになる。

#### ○土木建築部管理総室長

多分、産業政策という観点がある。林道をつくと、人工林をして伐採する。税金を使うほうとしては、再度造林され、ある一定の林業活動を続けていただこうという規模の地域を選定している。農道、林道は、県がつくって、管理は町がする。産業政策的な面があって、県道というのは県土基盤的なネットと交通ネットという公共性があるから、県が維持管理する。農道、林道は地元が負担する。だから、町営とかいう小さい林道は、地元負担が多い。地域が負担するのも多分ある。

産業政策上、この地域は林業地域としてやるというところで、一時的には儲かるけれども、それを林業活動に再投資していただこうという思いの中でやっている。すべての国庫の負担割合もそうだと思う。県土基盤というか、産業政策上、国と県がやるものと、地域性が高いもの、地域がこの負担をしてまでもここを作りたいというものは、町レベルの産業政策上、地元負担とする。確かに個人の負担にはなるが、県内のこの地域を林業地域として振興しようとする県の施策の一環だと思う。

#### ○委員長

回り回って県の税収にかかわってくるというか。

#### ○土木建築部管理総室長

はい。

### ○B委員

経済同友会の今年の提言は、再生森林として「グリーンプラン」を掲げている。森林の所有者は、どちらかと言うと補助金に依存している人が多く、それを自立させるため、コンサルティングもされているが、そこで潤って税収までというのはなかなか難しく、零細林業者が多いというふうに書いてあった。

なかなか難しいかもしれないが、大きな目で見て、林道をつけるということは環境の問題が大きい。広島県の場合、環境会計は導入しているのか。金額に換算するのはとても難しいが、それが取り入れられると、こういう評価でも活用できるのではないか。近いうちに導入の考えはあるのか。

### ○土木建築部管理総室長

公的に、多分、将来的にはこういう公共事業の評価に関しては、その点が一定のルール化しないと、どこかで議論しにくくなる面が出てくる。

### ○B委員

試行錯誤をいろいろされていると思うが、何か基準があれば、なるべく早くに導入していただきたい。

### ○土木建築部管理総室長

環境局に相談して、何か参考資料として出せるものがあれば、次回に提供したい。

### ○B委員

その辺が分かれば、こういうのを計算するのにいいと思う。

### ○林務総室長

同友会の提言では、初期投資が非常にかかるが、道を作って、間伐を繰り返すことにより、小規模林家でもいい木を少しずつ出しながら儲けていけるというのを30年後に作ったらどうだということだったので、そういうことも下敷きにして頑張っていきたい。

### ○委員長

森林居住環境整備事業あたりは、もう少し緊急性というか、足元に火がついたような要請があるのだという書き方をしてもらったほうが納得されやすいのではないか。そこら辺を今後御配慮頂きたい。

### ○C委員

農道に共通な点として、違った事業区間が途中で他の道路で結ばれている。要は二つの事業が一体として、一つの事業として理解されている。前回、二つの別個の区間を個々に評価したらどうかという質問をしたが、一体で評価するものだという回答だった。制度の枠組み自体の見直しということも場合によっては必要ではないか。

もう一点、本江地区について調査不足という表現であったが、当初、事業認可をした時に、路線の経路等について地元住民の合意は取れてなかったのか、何が調査不足だったのか。

### ○生活基盤室長

農道の計画を立てる時には、公益施設からの農産物の動きを主体に、農産物流通の合理化のために路線計画をしている。福山沼隈で言えば、沼隈町側にブドウ選果場、農協支所等がある。そこで選果したブドウ等を福山の市場へ出すということで計画をしている。

本江地区については、特に地元の要望が大変強く、道路協議委員会までつくり、現道拡幅で行っていきたいという地元の合意があった。県としても、その申請に対し、事業認可をして着手したところである。個々全員の方の同意が取れ、なおかつ路線はどこを通っても問題ないということまでして事業をするのが一番いいが、時間の関係で、地元も大変苦勞されて、こういう結果になっていると理解している。

### ○委員長

今後はもう少し確認するよう努力願いたい。

### ○生活基盤室長

十分反省している。

### ○農村整備総室長

数年来、そのような指摘を受けているが、今後はそういったことを十分認識して対応したいと思っている。

### ○C委員

一点目について、二つの区間に分けているという印象は変わっていない。個別に区間ごとに評価してどのような値が出るのか非常に興味を持っている。効率の悪いところは削除する、それでも機能するのではないか。

二点目について、当初の調査を十分に、調査の段階で費用をかければ分かるわけで、その額は知れているかと思うので、そこをきちっとやっていただきたい。

### ○A委員

私がこだわっているのは、森を持っている人にどのようなベネフィットを与えるかということ。林業というのは再投資をすることが重要であり、一時的に今年10億円の山林を切って10億円の所得があったら30%か40%の法人税を取られるのはばからしい。その後、いかに再投資させるか。再投資をさせる時にその個人に最大のベネフィットを与える。補助金漬けにするのではなく、税額控除みたいに、再投資する人には最大のリターンを与えるということを考える。多分、森林涵養税などは法定外目的税になるので、林業の再投資ができるように、いかに個人所有者にメリットを与えるかが必要ではないか。極論を言えば、所有権者が一人だったら、その人にも負担させるべき。ただし、そこからベネフィットを得て、木がうまく切り出せば、それに対して所得税は取るけれども、再投資する時は100%の税額控除を認めるとかいう知恵は多分考えていると思うが、そういうことをこの評価で言ってもいいのかという感じがする。

### ○B委員

それこそ市町村のほうにも負担があっても然るべき。どういう基準でもって、あのような割合になるのか知りたい。

それと、単層林だから日本は駄目なのだ、複層林でないと駄目だというふうなこと同友会の提言に書いてあった。一遍に伐採して次に植林して造林してと言っても、木が育つまでにすごく長いスパンがかかる。そういうことも書いてあったから、いろいろとやり方があるのだと読んだ。

### ○委員長

御指摘の点は以前から議論してきたことであるが、いまだにすっきりしないので、関係部局で、御検討願いたい。

次回委員会において、これまでの説明や皆さんの議論を踏まえて、知事へ出す答申文のたたき台として、各事業に対する再評価意見の骨子案を作成したい。それまで、各委員お気付きの点、質問等、あるいは採択か、中止か、一時休止するかという意見があれば、事務局へ御連絡頂きたい。そういった意見等を参考にして、骨子案を作成したい。

(異議なし)

(3) その他

### ○土木建築部総務室長

委員長からあったように、意見の骨子案を事務局で作成したい。次回開催日程については、また調整させていただきます。

### ○委員長

これで本日の広島県事業評価監視委員会を閉会する。